

告 示

埼玉県告示第千三百十九号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十二月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県入間市大字仏子九百三十五番地

名倉 美佐子

二 指定年月日

平成二十九年十二月八日